

「技能職員の勤務労働条件（労働安全衛生等）について」

（市従港湾支部 本交渉（申し入れ）議事録）

日時：令和5年10月11日（水） 17：00～17：30

場所：大阪港湾局 第1会議室

出席者

（大阪港湾局）

総務部長、人事・港湾再編担当課長、人事・港湾再編担当課長代理、事務局

（大阪市従業員労働組合港湾支部）※以下「市従」と表記

支部長、副支部長、書記長、調査部長、調査担当部長、組織部長、組織担当部長、福祉対策部長、福祉対策担当部長

（局）

- ・ ただいまより、「技能職員の勤務労働条件（労働安全衛生等）について」交渉を始めてまいります。

（局）

- ・ それでは、市従港湾支部からの申し入れをお受けいたします。

（市従）

～要求書の提示、読み上げ～

（局）

- ・ ただいま支部長より、「技能職員の勤務労働条件（労働安全衛生等）について」の交渉申し入れとして、現業統一闘争に関する要求書をお受けいたしました。この要求書につきまして、10月2日付実施の予備交渉において交渉事項に該当するものと整理させていただいた7点目から12点目に関しましては、改めて回答いたしますが、それら該当項目の現時点での当局の考え方をお示しいたします。
- ・ 7点目にございました定年延長をはじめとする高齢期職員の働き方につきましては、先般、安全衛生担当者会議においてエイジフレンドリーガイドラインの趣旨について各課あて周知したところですが、引き続き、労働安全衛生法第62条で規定されている中高年齢者等の適正配置やエイジフレンドリーガイドラインで定められている事業者に求められる事項を考慮したうえで、各課の安全衛生委員会等で出された意見を吸い上げるとともに、必要に応じて各課にヒアリングを実施する等、各職場の要望を確認し、必要となる高年齢労働者の特性に配慮した職場づくりに努めてまいりたいと考えております。
- ・ 8点目にございました新型コロナウイルスの感染防止対策につきましては、引き続き局

として正確な情報収集に努め、積極的に有効な情報を各職場に共有することで、職員、市民・利用者の安全確保を図ってまいりたいと考えております。

- また、今後新たな感染症等の発生により、対応策を講じなければならない事案が生じた場合においても、適時適正な対応を講じてまいります。
- 9点目にございました、労働安全衛生に関する事項についてですが、所属・職場は、事業主として、職場における職員の安全と健康を確保する責務があり、職員が安心して職務に専念できるように職場の危険因子及び健康障害を排除する等の防止策を講じなければならないことと認識しております。
- 労働安全衛生管理体制の充実・強化につきましては、大阪港湾局安全衛生委員会をはじめ各職場に安全衛生委員会を設置しており、各職場の安全衛生委員会の議事内容は局全体で情報共有できるように庁内ポータル大阪港湾局サイトに掲載しております。また、必要に応じて各職場の安全衛生担当の係長級等を集め、安全衛生担当者会議を開催し、局安全衛生委員会の議事内容の報告や、各現場との意見交換を行うことで、安全衛生に関する更なる情報共有を図っております。また、庁内情報誌「HUMAN」に労働安全衛生についての記事を掲載し、情報発信してまいります。
- この他、本市労働安全コンサルタントを活用した熱中症予防をはじめとする安全衛生に関する各種研修・講習の開催や、本市出張型健康講座の開催、外部講師による職場におけるメンタルヘルスに関する講習や、各種ハラスメントに関する講習、特殊健康診断等を実施しております。
- その他、機具機材・装備の購入に関しましては、作業の効率化を図ることができるものに加え、職員の高齢化を踏まえつつ、災害への対応も考慮しながら、労働安全衛生の観点から職場環境の改善が見込まれるもの等につきましても柔軟に対応してまいりたいと考えております。
- このような取り組みを続け、また、その他様々な方策を継続して検討するとともに、所属長をはじめとする職員一人ひとりが安全に対する意識を向上することで、公務災害の発生防止に努めてまいりたいと考えております。
- リスクアセスメントにつきましては、現業職場を対象とした講習会を開催し、各職場においてリスクアセスメントを継続的に実施していただき、その結果に基づくリスクの低減を図ることが重要と認識していることから、当局といたしましても、各課の取り組みの総括等を局内で情報共有する等、労働災害の防止につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 10点目にございました業務を行うにあたり必要となる免許・資格等の取得・受講につきましては、局と実態を把握している各職場で連携し、必要な免許の取得や、講習の受講等遺漏のないように対応してまいりたいと考えております。
- 11点目、技能職員新規採用者へ対しましては、在籍する班の構成等を総合的に勘案のうえ、必要に応じて計画的かつ段階的に資格等の取得をさせてまいりたいと考えております。
- また、各職場の実態を踏まえながら、安全衛生教育等を含むスキルアップのための取り

組みを行ってまいりたいと考えております。

- 安全衛生教育等の教材・機材につきましても、必要に応じて各課と情報共有を行い、柔軟に対応してまいります。
- 12 点目の被服制度につきまして、被服の貸与は総務局と市従本部との協議事項となりますが、局として必要に応じて総務局へ働きかけを行ってまいります。
- また、局安全衛生委員会の場合を通じて、各職場の業務内容毎での作業服・保護具等の使用状況や、試用として新たに購入した保護具等に関する情報の共有を図るとともに、状況に応じた最適な対応・更なる安全作業の確保に向けた各職場間での活発な議論を継続的に実施してまいりたいと考えております。
- 今後におきましても、職員の勤務労働条件の変更にかかる交渉事項が発生した場合につきましても、皆様方と誠実に協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(局)

- ただいまの現時点での回答に対し、何かご意見がございましたらお願いいたします。

(市従)

- 8 点目の新型コロナウイルスの感染防止対策については、真偽不明な情報で混乱をきたさないよう、引き続き国や厚生労働省、大阪市の最新の正確な情報の提供と周知を求める。
- 続いて9 点目の労働安全衛生に関する事項については、病気休暇、病気休職の申請手続きについて、申請者に身体的・精神的な負担をかけないように手続き上のルール の範囲内で柔軟な対応を考えていただきたい。
- また、特殊健康診断について、この間交渉の場で何度も質問しているが、コロナ禍以降特殊健康診断の実施時期・期間が適切でない。改善と各職場への丁寧な説明を求める。
- リスクアセスメントについては、局のマネジメントでこれまでの各職場におけるリスクアセスメントの進捗状況の把握、年間総括・検証を行い、より実効性ある取り組みとするよう求める。
- 10 点目の業務に必要な資格等の取得・更新については、各職場と連携して引き続きよろしくお願いする。
- 11 点目の技能職員新規採用者へ対する研修について、雇い入れ時安全衛生教育について一部の職場で実施しておらず、現状局独自の技能職員新採用者を対象とした研修は実施していない。
- 次世代を担う新採用者を対象に、安全衛生教育と合わせて社会情勢の変化に対応した人材育成の取り組みを求める。

(局)

- 本日お受けいたしました申し入れ事項・意見等のうち、交渉事項に該当するものにつき

ましては、令和5年10月30日実施の本交渉（回答）時に改めて正式にお答えいたしますのでよろしくお願いいたします。

- ・ その他ご意見等はございませんでしょうか。

（市従）

- ・ 暑さ対策について、今年の夏、6、7、8、9月の日本の平均気温は気象庁が統計を取り始めてからの125年間で最も高くなった。
- ・ 毎年、5月に熱中症予防対策のセミナーや研修を行っているが、知識や情報だけでは対処できなくなっているように感じる。
- ・ 各職場で対策は講じられていると思うが、職場での熱中症予防対策好事例等を共有し、局全体の対策レベルを上げていく必要があり、ハード・ソフトの両面から対策の強化が必要である。
- ・ また、車両のエアコンについてだが、年数が古い車も多く、効きが悪くなっている車両がある。エアコンのフィルターやフィン部分の清掃、ガスの充てん等の事前対策、そして故障した場合には迅速に修理できる体制を整えておく必要があると考えている。局としてどのように考えているのか伺いたい。
- ・ また業務執行体制の構築について、市民・利用者の要望に沿った質の高い公共サービスの提供のため、また防災対策や災害対応を含めた持続可能な港湾行政を展開するための業務執行体制の確立は、極めて重要であると認識している。
- ・ 業務執行体制がどのように構築されるかによって、組合員の労働安全衛生も含めた勤務労働条件に大きく影響を及ぼす可能性があると考えている。
- ・ 業務執行体制を構築するにあたり、局の考え方を回答時に明らかにしていただくように求めておく。

（局）

- ・ 暑さ対策と業務執行体制について、ご質問をお受けいたしました。
- ・ 近年の地球温暖化の影響もあり、年々非常に暑くなっている中で、技能職員の方々が苦慮されていることは十分認識しており、局として熱中症対策を行うことが重要な事項であると考えております。
- ・ また、業務執行体制につきましては、基本的には管理運営事項になりますが、それに伴う職員の勤務労働条件は交渉事項ですので、当局の考え方を10月30日の本交渉時に回答させていただきますのでよろしくお願いいたします。

（市従）

- ・ 暑さ対策について重要な事項であるとの答弁をいただいたが、大阪港湾局は沿岸に建設されていることもあり、寒さに対応する必要もある。こちらについても考えていただきたい。
- ・ また、年齢が上がるにつれ熱中症になるリスクが高まるため、高齢期職員の職場環境の

改善に向けて取り組みを進めていただきたい。

- ・ 現場の照明が LED 化されたことで働きやすくなったという声が挙がっている。引き続きの環境整備をお願いしたい。

(局)

- ・ その他意見等はございませんでしょうか。

(市従)

- ・ 10 月 30 日まで日数があるため、現時点での回答から一步踏み込んだ回答となるよう誠意をもった事務折衝をお願いする。

(局)

- ・ 最後に総務部長よりご挨拶を申し上げます。

(局)

- ・ 本日は、「技能職員の勤務労働条件（労働安全衛生等）について」の申し入れとして、現業統一闘争に関する要求書をお受けいたしました。
- ・ 技能職員の皆様には、本市における港湾行政サービスの担い手として大変重要な役割を果たしていただいているところであり、この場をお借りして改めて厚く御礼申し上げます。
- ・ この度申し入れのございました事項についてですが、皆様方が働きやすい職場環境づくりを進めることは私達の責務であります。
- ・ 先程お話のありました熱中症、またコロナや高齢化等様々な問題がございますが、職員の皆様が、心身ともに健康かつ安全に仕事に集中できる職場づくりを目指してまいります。
- ・ 今後におきましても、職員の勤務労働条件の変更にかかる交渉事項が発生した場合につきましては、皆様方と誠実に協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。
- ・ 本日お受けいたしました申し入れのうち、交渉事項に該当するものにつきましては改めて正式に回答いたしますので、何卒よろしくお願いいたします。

(局)

- ・ 回答の本交渉につきましては、10 月 30 日（月）17 時より今回同様 ATC ビル ITM 棟 10 階大阪港湾局第 1 会議室で執り行いたいと考えております。
- ・ 出席者につきましては、局長、理事、総務部長、人事・港湾再編担当課長、人事・港湾再編担当課長代理、事務局を予定しております。

(市従)

- ・ 市従港湾支部の出席者については、支部長以下全執行員 9 人で考えている。

(局)

- ・ 本日の交渉につきましては、以上をもちまして終了いたします。